

会議録

会議の名称	西東京市特別職報酬等審議会（第3回）
開催日時	令和3年12月24日（金） 午前10時00分から11時20分まで
開催場所	田無庁舎 4階第3委員会室
出席者	（委員） 平勇介、高橋雅人、竹之内一幸、中川明子、平山喜弘、山内章、横山順一郎（敬称略） （事務局） 柴原総務部長、齋藤職員課長、阿久津職員課長補佐、住田職員課人材育成推進係長、菅原職員課給与厚生係長、齋藤職員課給与厚生係主任
議題	特別職の職員の報酬等について
会議資料の名称	令和3年度西東京市特別職報酬等審議会資料
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>○会長 ただいまから第3回西東京市特別職報酬等審議会を始めます。 本日は3名の委員が欠席でございます。委員の過半数が出席しておりますので、本日の審議会は成立します。 まずは、傍聴人の報告について、事務局からお願いいたします。</p> <p>○事務局 本日の傍聴希望者は1名でございます。傍聴席は5席用意しておりますので、傍聴は可能でございます。</p> <p>○会長 定員内ですので、傍聴を認めます。傍聴人のご案内をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">（※傍聴人入室）</p> <p>○会長 それでは、本日の会議について、事務局からご説明をお願いいたします。</p> <p>○事務局 皆様、おはようございます。まず、事前に配布させていただきました第2回審議会の会議録につきまして、内容で何かご意見がございましたらお願いいたします。</p>	

○委員

前回も確認させていただきましたが、1ページの私の発言で、文章上は高木委員と委員の名前が出ていますが、実際には名前が消されて公表されるという理解でよろしいでしょうか。

○事務局

そのとおりでございます。

○委員

了解しました。

○委員

14頁の会長のご発言で「場合によっては委員のご意見も書けないことはない」の「い」はいらないと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局

「ご意見も書けないことはない」、という文章に修正させていただきます。

○会長

5頁の私の発言で「私も1委員でございますので」の「1」は漢数字の「一」だと思えます。

それから、7頁の下から二つ目の私の発言で「例えば、会社が移転すれば飛躍的に個人事業税が上がる…」という箇所ですが、私が確認したところ個人事業税ではなく法人住民税が正しいかと思えます。事務局で確認していただいたうえで、修正をお願いいたします。

○事務局

確認いたします。

○会長

13頁の上から6行目の「沈んだから給料を減らさせても仕方ない」という箇所ですが、「給料を減らされても」に修正をお願いします。

14頁の「どうしても過去の踏襲主義の」という箇所について、踏襲主義は過去のものになりますので、「過去の」という文言を削除してください。

また、14頁の私の最初の発言で、「市民感情に敏感にならざる負えないと思えます。」という箇所ですが、「ならざるを得ない」と修正してください。

○事務局

わかりました。ご指摘いただいた点については、確認・修正させていただき、ホームページに後日掲載させていただきます。

○会長

それでは、本日の議題に入りたいと思えます。まず、事前に配布した資料について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

本日の会議で皆様のご意見を集約いたしまして、次回の会議で最終的な答申案を作成したいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、お配りしている資料について、ご説明をさせていただきます。

資料1 令和3年第5回臨時会企画総務委員会の内容

こちらは東京都人事委員会勧告を踏まえ、一般職の職員の期末手当を0.1月分引き下げるといった内容の条例案を11月30日に市議会に提出いたしました。①提案理由にありますように、一般職の職員の年間支給割合を4.55月から4.45月に引き下げるとい

内容でございます。

なお、ここに記載があります再任用職員というのは、60歳で定年退職後、西東京市で再度任用されて勤務している職員のことでございます。特定任期付職員というのは、専門的な知識を有している職員を任期を定めて任用した職員のことでございます。会計年度任用職員というのは、令和元年度までは臨時職員、嘱託職員と呼ばれていた職員のことでございます。

給与改定を実施した場合の引き下げに伴う財政上の影響額は、約3,600万円減額になると見込んでおります。

次に②質疑でございますが、市議会議員の質疑とそれに対する職員課長の答弁の内容でございます。事前にお配りしておりますので、主な内容のみのご説明とさせていただきます。

まず、一つ目の質疑に記載がありますように、都内26市のほとんどの団体が0.1月引き下げという東京都人事委員会勧告に沿った対応をしております。

また、二つ目の質疑のとおり、職員団体との交渉を経まして、0.1月引き下げという内容で妥結に至っております。

資料の裏面をご覧ください。上から5番目の質疑において、国家公務員は12月に引き下げを行わず、来年6月に引き下げを行うという内容がございますが、こちらは本来12月に0.1月引き下げて減額すべき金額を来年6月のボーナスで調整するという意味でございます。ただし、最後の質疑にありますように、今年度末に退職する職員について、どのように調整するかという課題があります。③採決でございますが、以上の質疑・答弁の結果、賛成者挙手全員により可決いたしました。

資料2 期末手当を4.45月にした場合の影響額

資料3 期末手当を4.20月にした場合の影響額

資料4 給料・報酬月額を変更せず、期末手当を4.15月にした場合の影響額

期末手当が0.1月分下がったことで、部長級の年収が下がり、それに対して市長であれば1.50倍をかけるという基本的な考え方は全て同じですが、その減額分を給料で減らすのか、期末手当だけで減らすのか、あるいは両方で減らすのか、という3つのパターンの資料をご用意いたしました。

資料2は期末手当を4.45月にした場合でございます。こちらの資料は前回第2回の会議でお配りした資料12の「設定倍率による年額及び月額」とほぼ同じ内容でございます。前回と同じ説明になりますが、部長級の期末手当が0.1月下がったことで、特別職の給料月額が下がり、期末手当は上がり、全体として年額が下がることとなります。人件費への影響は約104万円削減されることを見込んでおります。

資料3をご覧ください。資料3は、期末手当は現行と変えずに4.20月にした場合でございます。4.20月にした場合は、給料月額は下がり、期末手当も下がり、年額も下がることとなります。人件費への影響は約98万8千円を見込んでおります。

資料4をご覧ください。資料4は、減額分を全て期末手当で調整した資料でございます。給料月額を現行と変えずに、期末手当で調整した場合、月数を4.15月にするとバランスが取れることとなります。人件費への影響は約115万円を見込んでおります。

平成27年度以前の報酬審議会では、期末手当の支給月数は一般職と揃えておりましたので、資料2の期末手当を4.45月にした場合は、今までの同様の手法を用いた場合ということとなります。資料4の期末手当を4.15月にした場合は、今回の人事委

員会勧告では給料月額が変わらず、期末手当が下がるという内容でございましたので、それに連動したパターンということで、今回資料をご用意させていただきました。

○会長

ありがとうございました。事務局の説明を受けて、何かご質問やご意見等ございますか。

○委員

企画総務委員会で、一般職の職員の期末手当は4.55月から4.45月に引き下げることが決定したということによろしいでしょうか。役職のある方については、これから決めるという理解でよろしいでしょうか。

○事務局

特別職については、これから決めることとなります。一般職については、0.1月下げることで決まっております。

○委員

3通りの資料を出していただいているのは、特別職の期末手当が従前4.20月であるため、一般職が4.45月に引き下がることに対してどのように連動させるか、どのような方法が良いかを検討するため、事務局で3通りの資料を作成していただいた、ということですね。前回の改定時はどのような方法で対応されたのでしょうか。

○事務局

今までは、一般職の期末手当の月数をそのまま特別職にも用いていました。直近の東京都人事委員会勧告で月数が上がったとしても、下がったとしても、一般職の月数に揃えていた、という流れで行っていました。

○委員

特別職の方の期末手当は5年間固定で、一般職の方は毎年変わりますよね。そうすると特別職の審議会を開催する時に、特別職と一般職の月数にずれが生じそうです。前回もずれはありましたか。

○事務局

前回もずれはありました。

○委員

そのずれを前回はどのように調整したのか、参考までにお伺いさせていただきます。期末手当の月数を一般職に揃えて、月額の給与で調整するような対応をされたのですか。

○事務局

前回は諮問する際に、東京都人事委員会勧告の4.20月にあわせて「4.20月でよろしいか」という伺い方をしておりました。今回の諮問では、月数を指定しておりませんので、その中で調整をお願いさせていただいております。

○委員

一般職と特別職の月数の差を調整するというのではなく、諮問で「4.20月でよろしいか」となっていたのですね。特別職を4.45月にするのが前回は踏襲した方法ということでしょうか。

○事務局

おっしゃるとおりです。

○委員

4.45月にする資料1が前回は踏襲した方法になるわけですね。そして、0.1月分下

げるという内容にするために、給与をこれだけ下げる必要がある、ということを示した資料なわけですね。

○事務局

おっしゃるとおりです。今回は、諮問の段階で「期末手当は4.20月でよろしいか」という内容になっておりまして、人事委員会勧告の内容をそのまま適用した諮問になっております。その考え方でいきますと、今回も「4.45月でよろしいか」という内容になるのですが、今回はそのようにはしておりません。月額についてもあわせて、全体としてどのようにバランスをとるかという諮問にしております。資料2は、前回と同様の方法で4.45月を前提にして出した数字になりますが、給料月額が下がりました、期末手当が10万、20万という単位で上がります。この方法がバランスとして問題ないのか、という点も含めて今回はご審議いただきたいと思っております。このため、資料2だけではなく、給料月額を変えないパターンも含めた3パターンをご用意させていただいております。今回の人事委員会勧告は、期末手当の月数を引き下げるだけではなく、月額・手当を変えないということも勧告の内容になっておりますので、前回よりも幅広く審議いただけるように諮問を出させていただいております。

○委員

理解できました。ありがとうございます。

○委員

前回の審議会で事務局から、他市は月数を上げる・下げる・維持すると単純に決めている傾向があり、西東京市では具体的な基準によって決めているというご説明がありました。他市と比べてどのような違いがあるか、ご説明をお願いしたいと思います。

○事務局

他市に調査したところ、上げる・下げる・維持するを事前に調整しながら進めていくという方法がほとんどでございました。当市の場合は、体系と水準という考え方を採用しております。市長以下の格付けを行い、部長級の給料を1として、市長は1.50倍、副市長は1.33倍と体系化しております。また、市民感情をどのように反映させていくかという水準の点においては、東京都人事委員会勧告の数値を採用して決める、という流れでございます。

○会長

今までと同様の方法で行う場合は、資料2になります。今までとは異なる方法で行う場合は、資料3、4のような方法を用いることになります。数字を見るというよりは、どのような方法を用いるかを検討することになります。数字も目に付きますから、もちろん無視することができないと思いますが。

○委員

資料に「人件費への影響額」が記載してありますが、この数字が違ってくると使われる税金が変わってくるということでしょうか。

○会長

ご質問の内容は、「人件費への影響額」と書いてあるのは、何かしらの目的と意図があるのか、ということでしょうか。

○事務局

まず、どのくらいの影響額なのかをご提示させていただきたいということが目的です。マイナスになった場合は、市民の方に還っていくと捉えることもできると思いき、参考に記載させていただいております。

○委員

マイナスが大きくなった方が、使われる税金が少なくなるということでしょうか。税金を余らせることと特別職の報酬の兼ね合いを検討していく、ということでしょうか。

○会長

おそらくですが、3つのパターンでそれぞれの効果が示されていますが、人件費の影響額というのは、これだけお金がかからなくなります、ということを示しているのだと思います。それを良しとするかは審議会の判断になります。

○委員

私は前回も申したように、一般職が0.1月下げるということであれば、特別職も0.1月下げるべきだと思います。0.1月下げるという条例案が可決されていますので、前回問題にもなった市民感情として0.1月くらい下げるとするのは、妥当な考えだと思います。期末手当を0.1月下げることと同じような減額になるように、特別職の給料を改定することに賛成です。

どの方法を用いるかを今日この場で決めなければ、このスケジュール感では間に合いませんよね。

○会長

そうですね。おそらく今日決めないと、スケジュール的に次回で答申が出せないと思います。

○委員

期末手当を0.1月下げるということは、私も賛成ですが、月額報酬を見直すこと、これで良いかという議論も必要ではないかと思います。税収も下がっているはずですので、議員の方や特別職の給料があまり変わらないことに疑問を感じます。来年度は全て5%くらい減らした予算にしると言われているのであれば、特別職の給料も少し減らしてもいいのではと私は思います。

○会長

委員のご意見は、資料4の数字では受け入れられないということでしょうか。

○委員

資料4ではわずかしこ減っていないので、もう少し減らしてもいいと思っています。部長の給料体系が基準になっていますので、大きく減らすことはできないと理解していますが、議員の方の報酬が適正なのかどうかについても、このような場で審議する必要があると感じています。この前、議員の方と審議会について話す機会があったのですが、「この審議会の言う通りにします」と言われたものですから、特別職の給料体系を見直してもいいのではと思い、このような発言させていただきました。

○委員

よろしいでしょうか。委員の言われたことは、私も同じ様に思います。ですが、前回の審議会では、どのくらい下げたら適正なのかという指標を出すことが難しいため、他市の状況等を今後確認するという事になったと思います。そして、今年度のスケジュールでは、そこまで詰めて議論することが難しいという話になったかと記憶しています。

今回は部長級の給料を基本にしますが、5年後の審議会を見据えて、本当にそれが適正なのかどうかというのは、この審議会以外の場でも議論したり、審議する指標を見直したりしてもいいのかと思っています。

○会長

委員のご発言ありましたように、わずか数回の審議会の中で、具体的な数値等を導くことは難しいと思います。一般職や特別職の給料体系を見直すということは、今回の規模のような一諮問機関で決めることは難しい。方向性は出せるとは思いますが、具体的な案の答申を出すためには、かなりの専門家を入れて審議していく必要があります。委員のおっしゃったように、我々としてはこうやってください、ということとは言えません。それを市長等が受けて、そのような委員会を将来的に立ち上げてやりませ、と判断して実施していただく。このような議論が出たということは申し上げることはできます。

○委員

前回でも話に上がりましたが、この審議会での決定が必ずしも通るわけではないということでした。ですが、この審議会の意義を考えた際に、変わらなくても言うていくことが大事だと思います。今の体制だとスケジュール的にも難しい。5年度にまた同じことを繰り返すのではなく、違うアプローチのできる体制作りができるのと良いと思っています。

○会長

諮問のレベルも様々あると思いますが、「これでよろしいか」という諮問もあれば、「このような新しいシステムを作ってください」という諮問もあります。このような諮問は一般の人に言われても簡単にできない作業ですので、専門的な委員会を立ち上げないと難しいと思います。その旨は承っておきます。

本日の会議の最終的なゴールは、事務局から提案された3つパターンの中から選ぶということになります。これまでのやり方の資料2、今までとは異なる方法の資料3と資料4があります。乱暴な言い方をすれば、従来通りの資料2にするという考え方もあります。人件費への影響額は多少の差があるわけですが、全体でどのくらいになるかということ、先程の事務局のご説明で一般職の影響額は3,600万円とありました。その規模をどのように解するのか、大きいと解するのか、小さいと解するのか、そのように考えていくこともできます。

おそらく議員の方々は、この審議会で出された案が正当性を持っているのであれば、それでいいです、と言うと思います。それにあえて抵抗する方はいないと思います。我々としては、これが正当な方法であると判断して選べば良いと思います。我々が全ての責任を負う必要はありません。

○委員

答申を出しても、それが通るかどうかというのは議会の問題になりますが、我々が下げるといっても議会で反対されたら現行のままになりますよね。

私としては、人件費への影響という点で、一番税金が使われないで済むという発想から、資料4のような決め方が良いと思います。

○会長

決め手は、人件費への影響額が一番大きいということですね。他にご意見はございますか。

○委員

資料2だと現行4.20月を4.45月に改定するということが数字的には上がっています。前回いただいた資料7の「人事院（人事委員会）勧告の推移」だと、給料は令和2、3年では改定はなく、期末手当だけが減額されています。その方向性で西東京市でも期末手当だけを0.1月引き下げる予定である、と前回最後に事務局からご説明があったと思います。資料2で市長の給料の990,000円が減っているのはなぜでしょう

か。

○委員

期末手当を4.45月にする場合、0.1月減らすことと同じ効果を得るためには、給料をこれだけ減らさないといけない、ということだと思います。結局、どの方法を用いても効果としては期末手当を0.1月減らしたのと一緒になります。効果を得るためには、何の項目をどのように変えるかを説明したものが、これら3つ資料になります。

○委員

わかりました。ありがとうございます。

○委員

よろしでしょうか。どの方法を用いても、期末手当を0.1月下げた効果が得られるのであれば、従前通りの方法で期末手当を4.45月に変えるというのが、答申としての理由付けもし易いですし、効果が同じであればこの方法で良いかと思っています。

○会長

今の発言を受けてですが、出来上がった標準的な方法をそのまま使うことは安全性があり、論理的にも構築されていると思います。その時の社会情勢や経済事情を加味して数式を作ることになると、その都度数式が変わっていくことになりますが、安定性がないという評価を受ける可能性があります。もちろん、その時の事情を加味しているから変わるのは当然だ、という考え方もあります。

他にご発言はありますか。

(※各委員より発言なし)

○会長

ご発言がないとなりますと、挙手で進めていくしかないと思っています。もちろん、全会一致が理想なのですが。

○委員

私は、資料4の4.15月にして進めた方が良いと思っています。資料2ですと、給料が下がる代わりに期末手当が上がってしまいます。バランスを考えて0.1月分下げることですが、人事委員会勧告は期末手当だけで引き下げの方が良いというものでしたので、一番良いのは資料4ではないかと思っています。人件費への影響額という点では、10万円程しか変わりませんが、10万円でも市民に還元されるのであれば、資料4の方法が良いと思います。

○委員

資料2、3、4のどれかに決まった際、決まった一つの資料だけが最終報告書として残っていくのでしょうか。

○会長

事務局にお伺いします。結論しか出ないのでしょうか。

○事務局

答申には、確定した額あるいは月数を記載させていただきます。また、何かご意見があれば附言を付けさせていただきます。お配りしている資料は、市民の方々にご覧いただくことになっておりますので、ホームページに後日掲載させていただきます。

○会長

資料2、3、4は公開されますか。

○事務局

審議会の資料として公開されます。答申として想定していますのは、議員であれば報酬の額及び期末手当の年間支給割合になりますので、月額が何円、期末手当が何月分と記載されます。また、市長、副市長、教育長、常勤の監査委員についても、給料の額及び期末手当の年間支給割合を記載いたします。

人件費への影響額については、審議会の資料として公開しますので、そちらでご覧いただくこととなります。

○会長

全会一致にはならないとは思いますが、賛成の案についてお伺いしたいと思えます。遠慮せずに挙手をお願いしたいと思えます。事務局にお伺いしたいのですが、同数の場合、会長に議決権はあるのでしょうか

○事務局

採決をとるという決め方が定まっているわけではございません。この点も含めて、ご審議いただければと思えます。

○会長

わかりました。まずは、会長である私は意向表明しないということにさせていただきます。それでは採決を行います。賛成の案には挙手をお願いいたします。

(※挙手の結果、資料2に賛成3人、資料4に賛成3人)

○会長

今は委員が6人いますので、資料2と資料4で同数ですね。決め方に定めはないですよ。

○事務局

はい。条例上、決め方に定めはございません。

○委員

先程、5年後を見据えて決めた方が良いというご意見がありましたが、今までと同じ方法を用いた方が、5年後にも当てはまるような気がします、いかがでしょうか。例えば、今回は資料4の方法に決まった場合、5年後にまた決める時に、この方法が良いか悪いか結論が出たわけではないですよ。この点はどのように考えればよいでしょうか。

○会長

良いか悪いかは誰も決められません。この審議会では、この方法に決めてやりました、と示せば良いと思っています。なぜ資料4にしたのかと問われた時に、資料2の従来の方が良いという意見もあった、折衷案の資料3の方法もあった、資料4の人件費への影響額が一番大きい方が良いという意見もあった、しかし、この審議会は踏襲型の資料2は採らなかった。踏襲することが非合理的だとは我々は言っていないわけで、ただその方法を採用しなかった。従って、次の報酬審議会において、資料4の方法が正当性を欠くと判断されるのであれば、踏襲型に戻して答申すれば良いということになります。

答申では、今回は従来と違う方法を採用した、というような書き方になるのですか。

○事務局

従来と違う書き方になるといいますか、前回の諮問では「4.20月でよろしいか」というように、期末手当の月数を指定しておりました。前回は月数の変動はあまりありませんでしたが、この5年間では、4.20月から4.45月に上がるというタイムラグが生

じており、今回の議論のテーマになっていると考えております。

西東京市の独自性という点については、部長級の給料を基準にして水準格付けを決めると平成21年度の審議会で決めております。例えば、市長であれば部長級の1.50倍と決めておりますので、その流れに沿っている限りは必然的に総額が決まります。月額報酬と期末手当でどのように配分するか、そこまでの議論はされておられませんので、その決め方を前回通りするか、あるいは月額報酬と期末手当のバランスをとって考えるか、この点については今後の課題であると認識しております。

資料4については、給料月額を変えないという人事委員会勧告の趣旨を踏まえまして、出させていただきました。市民感情という話もありましたが、この点を皆様の視点でどのように捉えていただくかが、議論のポイントになると思います。全体としては、そのような流れの中で、バランスをお考えいただければと思います。

○委員

一つだけよろしいでしょうか。仮にこの5年間に新たな支給項目ができた場合、月額報酬が算定の基礎になりやすいと考えているのですが、5年間にわたって報酬額の支出額の総額を抑えられる可能性が高くなるのは、月額の給料や報酬を減らした場合になります。そういった観点でも、人件費の影響額を考慮するのであれば、今回はたまたま資料4の数字が大きいですが、新しい手当を出そうとなった時は、資料2の方がいいのかなと思いましたが、基本となる月額報酬を減らした方が、今後5年間にわたって総人件費が抑えられる、という観点もあると思いましたが。

○会長

確かに色々な可能性、考え方がありますね。

○委員

色々な意見がありますので、どれが正しいか判断できません。多数決をとって同数になったので、最後は会長が決めていただいて良いと思います。いかがでしょうか。

(※各委員より異議なし)

○会長

色々なご意見をお伺いして、気持ちは若干揺れ動きましたが、私は資料2の4.45月というのが良いと考えています。毎年動かすものではありませんで、その年の事情にあまり引っ張られるべきではないと思っています。先程の委員の時の議論でもありましたが、この審議会ではそもそも給料・報酬を見直すということをしておりません。従って、資料2が原則的な方法だと思いますので、資料2が良いと考えております。皆様方はそれでよろしいでしょうか。

(※各委員より異議なし)

○会長

それでは、資料2の「期末手当を4.45月にした場合の影響額」に沿って、答申を作成していきたいと思っております。

○委員

すみません。前回の審議会で、この答申の内容の幅が狭いため、フラストレーションを持っている委員が多かったように思います。会長も事務局も附帯意見を付けるのは賛成だとおっしゃっていましたが、この審議会の思いを附帯意見として付けて

いただけると幸いです。

○会長

わかりました。大体、答申はそのような附帯意見が付いていることが一般的です。諮問するということは紛糾することだと私は思っていますので、全会一致で簡単に終わるような委員会は形式的な答申で終わるはずで、形式的に終わらせないためにも、そのような意見を付けていきたいと思えます。後は市長や議会がどのように受け止めるか、どのように対応していくかを期待したいと思えます。

それでは、時間も経ちましたので、本日はこのあたりで終了したいと思えます。事務局から連絡をお願いいたします。

○事務局

冒頭でお伝えしましたが、次回の会議では皆様のご意見を参考に、答申案を作成して参りたいと考えております。

次回の会議日程ですが、来年1月14日金曜日の午前10時から開催したいと考えております。皆様方のご都合を踏まえて、本日ご決定いただきたいと考えております。

○会長

今回は1月14日金曜日の午前10時からということですが、皆様いかがでしょうか。全員が出席することは難しいかもしれません。ご都合がどうしても付かないということであれば、それは仕方ないと思えます。

それでは、今回は1月14日金曜日の午前10時から開催したいと思えます。これをもって、本日の審議会を閉会します。